

引越し(住所の届出)

問 住民窓口課 ☎72-1111

住民登録は、選挙権の行使や就学、国民健康保険等、行政サービスを受けるための基本となります。住所等に変更があったときは、必ず届出をしてください。

●届出窓口

住民窓口課

●業務時間

8時30分～17時15分(祝日を除く水曜日は19時15分まで)

種類	届出の期間	届出する人
転入届	転入した日から14日以内	本人、同一世帯員 ※親子や兄弟姉妹でも、同じ世帯でない場合は、委任状が必要です
転出届	転出する前後14日以内	
転居届(町内)	転居した日から14日以内	
必要なもの		
<ul style="list-style-type: none"> ・前住所の市区町村が発行した転出証明書(転入届出時) ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバー通知カードまたは個人番号カード(マイナンバーカード) ・届出人の印鑑(代理人の場合は委任状も必要) ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ) ・在留カード、パスポート等(外国人住民の人のみ) ・国民健康保険証、年金手帳、介護保険証(対象者のみ) 		

※住所変更にともない、別に手続きが必要な場合があります。詳しくはお問合せください。

※本人確認書類については、下記をご覧ください。

窓口での本人確認にご協力ください

問 住民窓口課 ☎72-1111

近年、本人になりすまして、他人の住民票等を不正に取得する事例が全国各地で発生しています。このような不正を防止するため、窓口での本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類の種類	証明書発行、戸籍の届出等に 必要な書類の数
官公署発行の顔写真付き証明書 ・運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)、 住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳等	1点
上記以外の書類	アを2点 または アとイを1点ずつ
ア 官公署発行の写真のない証明書 (健康保険証、年金手帳、介護保険証等)	アを2点 または アとイを1点ずつ
イ 顔写真付きの社員証、学生証等	
ウ その他適当と認める書類	
	2点

※詳しくは、お問合せください

戸籍に関する届出

問 住民窓口課 ☎72-1111

出生・婚姻・死亡等の戸籍に変動があったときは、次の届出が必要です。戸籍は住民票と異なり、転入・転出手続き等では異動しませんので、武豊町にお住まいでも、本籍が武豊町にない場合があります。戸籍に関する証明書は、本籍地の市区町村でないと発行できませんので、ご注意ください。

種類	いつ	だれが	どこで	必要なもの	注意していただきたいこと
出生届	生まれた日を含め14日以内	生まれた子の父、母	出生地、届出人の本籍地、住所地	・出生証明書(出生届書) ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑	・生まれた子の名前に用いる文字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナ
婚姻届	届出日より効力発生	夫、妻になる人	夫・妻の本籍地、住所地	・婚姻届書 ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本(届出地に本籍が無い人)	・届出人の本人確認書類(運転免許証等)、証人(成人2名)の署名捺印が必要 ・未成年者の場合、父母の同意書が必要
死亡届	死亡事実を知ってから7日以内	親族等	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の住所地	・死亡診断書または死体検案書(死亡届書) ・届出人の印鑑	・希望する火葬の日時等を決めてから届出してください
離婚届	【協議離婚】 届出日より効力発生 【裁判離婚】 調停成立・裁判確定した日から10日以内	【協議離婚】 夫、妻 【裁判離婚】 申立人又は訴えの提起者	夫・妻の本籍地、住所地	【協議離婚】 ・離婚届書 ・戸籍謄本(届出地に本籍が無い人) ・夫婦それぞれの印鑑(別のものに限る) 【裁判離婚】 ・離婚届書 ・戸籍謄本(届出地に本籍が無い人) ・申立人の印鑑 ・調停調書の謄本または審判 ・判決の謄本と確定証明書	・協議離婚の場合は証人(成人2名)の署名捺印が必要 ・離婚後も婚姻中の氏を称するときは別の届出が必要(離婚した日から3か月以内) ・届出人の本人確認書類(運転免許証等)が必要

※土曜日・日曜日・祝日、夜間に届出され、書類に不備がある場合には、後日連絡または再度来庁いただくこともありますので、ご了承ください。上記内容以外のことについてはお問合せください。

各種証明書

問 住民窓口課 ☎72-1111

住民票や印鑑証明、戸籍関係の各種証明書の申請窓口・手数料等は次のとおりです。
なりすまし等の不正防止のため、窓口での本人確認を行っています。申請の際は、本人確認書類をお持ちください。詳しくは36ページの「窓口での本人確認にご協力ください」をご覧ください。

●申請窓口

住民窓口課

●業務時間

8時30分～17時15分（祝日を除く水曜日は19時15分まで）

証明の種類		手数料
戸籍	全部・個人事項証明書 (戸籍謄本・抄本)	450円
	除籍謄本・抄本 改製原戸籍謄本・抄本	750円
	戸籍の附票	200円
	届書の記載事項証明書	350円
	受理証明書	350円
住民票	身分証明書	200円
	住民票の写し	200円
印鑑登録	記載事項証明書	200円
	印鑑登録証明書	200円

※申請できる人は、種類により異なります。
 ※代理申請の場合、委任状等の提示を求めることがあります。
 ※戸籍に関する証明は本籍地でしか発行できません。
 本籍地が武豊町で、遠方に在住の人は郵送で請求できます。
 ※詳しくは、武豊町ホームページをご覧くださいか、お問合せください。

印鑑登録

問 住民窓口課 ☎72-1111

満15歳以上で武豊町に住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。

本人申請の場合

- 必要なもの
- ・登録する印鑑
- ・顔写真のついた本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

本人確認可能なとき

即日登録可能

登録完了

登録証交付

代理人申請の場合

- 必要なもの
- ・代理人選任届
- ・登録する印鑑
- ・代理人の印鑑
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

本人確認できないとき

郵便照会

登録申請者の住民登録地へ照会書を郵送（郵送期間として2～3日必要）

照会書に添付の回答書に記入して持参

- 必要なもの
- ・照会書
- ・登録する印鑑（代理人の場合は代理人の認印も）
- ・本人確認書類（代理人の場合は代理人も必要）

●次のような印鑑は登録できません

- ・同世帯員が既に登録しているもの
- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ・ゴム印など変化しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- ・印影が不鮮明なもの（外枠がない、摩滅している、文字が切れている）
- ・その他、登録することが適当でないもの

●実印・印鑑登録証が盗難、紛失にあったら

盗難、紛失した場合は、悪用される危険性がありますので、直ちに「印鑑登録証亡失届」を出しましょう。

今までの印鑑登録を廃止して、必要があれば改めて印鑑登録の手続きをします。

個人番号カード(マイナンバーカード)

問 住民窓口課 ☎72-1111

個人番号カード(マイナンバーカード)は、表面に住所、氏名、生年月日、顔写真等、裏面にマイナンバーが記載され、ICチップには電子申請等が可能な電子証明書が搭載されたカードです。マイナンバーの提示が必要な場面や本人確認の書類として、ご活用いただけます。

●交付手数料

初回発行に限り無料。紛失等による再発行は800円。

※再発行の人で電子証明書の搭載を希望する場合は、別途200円

●交付申請の方法

現在、武豊町に住民登録されている人が申請できます。

初回発行でない人は、申請方法が異なりますので、事前にお問合せください。

(交付時来庁方式)

1.通知カード同封の申請書が利用できます。郵送、パソコン、スマートフォンから、顔写真を添えて申請します。(申請書に印字されている住所・氏名等に変更がある場合その申請書は利用できません。住民窓口課へお問合せください)

ー申請時に必要な顔写真についてー

・縦4.5cm×横3.5cm(パスポート申請用証明写真と同じサイズ)

・6か月以内に撮影した無帽、無背景のもの

2.交付準備ができたなら、役場から「交付通知書」をハガキで郵送します。

(申請してから、交付準備が整うまでに概ね1か月程かかります)

3.「交付通知書」、「通知カード」、「本人確認書類(運転免許証等)」をお持ちの上、役場住民窓口課へお越しください。

※住民基本台帳カードをお持ちの人は、返却が必要です。

※障がいをお持ちの人、入院や施設入所等で窓口に来庁できない場合は、代理人への交付も可能ですが、本人が窓口に来庁できないことを証する証明や本人と代理人のそれぞれの顔写真付き本人確認書類等が必要です。詳しくはお問合せください。

※本人が15歳未満の場合、法定代理人の同行が必要となり、本人確認書類も本人と法定代理人それぞれの提示が必要です。

●有効期間

発行日から10回目の誕生日まで

(未成年の場合、5回目の誕生日まで)

※有効期間はカードに記載してあります

住民基本台帳カードの新規(更新)発行は終了しました。
現在お持ちの住基カードは、有効期間内は引き続きご利用できます。